

## 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民体育大会宮崎県準備委員会会則第14条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第81回国民体育大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

別表（第2条関係）

| 委員会名      | 付託事項  | 委任事項   |
|-----------|---|--|
| 総務企画専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関する事</li> <li>2 会場地選定に関する事</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担に関する事</li> <li>4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事</li> </ol>                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関する事</li> <li>2 文化プログラムに関する事</li> <li>3 他の専門委員会に属さない事項に関する事</li> </ol>  |
| 競技運営専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等の基本的事項に関する事</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関する事</li> <li>3 競技用具の整備計画の事項に関する事</li> <li>4 その他の競技運営に係る重要な事項に関する事</li> </ol>           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関する事</li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に関する事</li> <li>3 競技用具整備の推進に関する事</li> <li>4 デモンストレーションスポーツに関する事</li> <li>5 リハーサル大会に関する事</li> <li>6 競技記録に関する事</li> <li>7 その他競技運営に関する事</li> </ol> |
| 施設整備専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する事</li> <li>2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関する事</li> <li>3 情報通信施設の基本的事項に関する事</li> <li>4 その他施設に係る重要事項に関する事</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関する事</li> <li>2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事</li> <li>3 情報通信施設の調査、調整等に関する事</li> <li>4 その他施設に係る調査、調整等に関する事</li> </ol>   |

**総務企画専門委員会（16名）**

| 分野      | 所属                       | 職名        |
|---------|--------------------------|-----------|
| 市町村関係   | 宮崎県市長会                   | 事務局長      |
|         | 宮崎県町村会                   | 参与兼事務局長   |
| スポーツ関係  | 公益財団法人宮崎県体育協会            | 専務理事      |
|         | 宮崎県レクリエーション協会            | 理事兼事務局長   |
|         | 宮崎県スポーツ推進委員協議会           | 副会長       |
|         | 宮崎県障がい者スポーツ協会            | 常務理事兼事務局長 |
| 学校関係    | 宮崎県高等学校体育連盟              | 副会長       |
|         | 宮崎県中学校体育連盟               | 副会長       |
| 学識経験者   | 国立大学学校法人宮崎大学<br>地域資源創成学部 | 教授        |
| 産業・経済関係 | 一般社団法人宮崎県商工会議所連合会        | 専務理事      |
|         | 宮崎県商工会連合会                | 専務理事      |
| 県関係     | 総合政策部総合政策課               | 部参事兼課長    |
|         | 総務部市町村課                  | 課長        |
|         | 福祉保健部障がい福祉課              | 課長        |
|         | 商工観光労働部観光推進課             | 課長        |
|         | 教育庁スポーツ振興課               | 課長        |

**競技運営専門委員会（11名）**

| 分野     | 所属            | 職名    |
|--------|---------------|-------|
| スポーツ関係 | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 事務局次長 |
|        | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 理事    |
|        | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 理事    |
|        | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 理事    |
|        | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 理事    |
|        | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 理事    |
|        | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 理事    |
| 学校関係   | 宮崎県高等学校体育連盟   | 理事長   |
|        | 宮崎県中学校体育連盟    | 理事長   |
| 学識経験者  | 宮崎公立大学        | 教授    |
| 県関係    | 教育庁スポーツ振興課    | 課長    |

施設整備専門委員会（11名）

| 分野     | 所属            | 職名        |
|--------|---------------|-----------|
| 市町村関係  | 宮崎県市長会        | 事務局長      |
|        | 宮崎県町村会        | 参与兼事務局長   |
| スポーツ関係 | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 事務局長      |
|        | 公益財団法人宮崎県体育協会 | 理事        |
|        | 宮崎県障がい者スポーツ協会 | 常務理事兼事務局長 |
| 学校関係   | 宮崎県高等学校体育連盟   | 副会長       |
| 県関係    | 総合政策部総合政策課    | 部参事兼課長    |
|        | 福祉保健部障がい福祉課   | 課長        |
|        | 県土整備部都市計画課    | 課長        |
|        | 教育庁財務福利課      | 課長        |
|        | 教育庁スポーツ振興課    | 課長        |

## 第81回国民体育大会会場地市町村選定基本方針

第81回国民体育大会における会場地は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨及び第81回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り県内各地に分散する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は可能な限り近隣市町村で行う。
- 3 会場の選定に当たっては、市町村における開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績、開催準備、大会運営、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域振興等を考慮し、総合的に判断する。

## 第81回国民体育大会会場地市町村選定基準

第81回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町村は、第81回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

### 1 選定の対象

正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

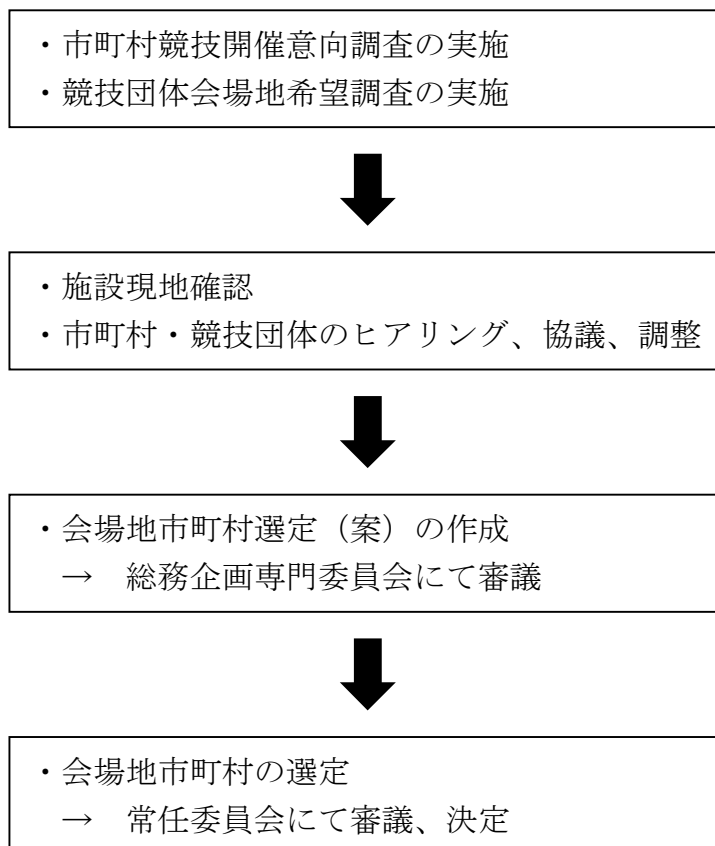
なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。

### 2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- (3) 競技施設は、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を踏まえ、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮すること。  
なお、施設の状況等によっては、施設基準の弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- (4) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民ボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (5) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。

[参考] 選定の手続き（概要）



## 第81回国民体育大会競技施設整備基本方針

第81回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第81回国民体育大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 施設基準等の弾力的な運用を関係機関に要請するとともに、やむを得ず施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定し、大会終了後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応に努め、自然・環境・景観に十分配慮する。



## 第81回国民体育大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第81回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

### 1 県が分担する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

### 2 会場地市町村が分担する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

### 3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。